

国土建勞第2052号

平成31年3月29日

(一社) 日本トンネル専門工事業協会 会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



### 建設技能者の能力評価制度について

建設技能者が技能や経験に応じた評価や処遇を受けることのできる環境の整備を図るため、今般、建設技能者の能力評価の実施に必要な事項を定めた建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成31年国土交通省告示第460号)(以下「告示」という。)を公示したところです(別添1参照)。

また、告示に定める内容をより具体的かつ明確に示し、建設技能者の能力評価制度の適正かつ円滑な実施を図るため、建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定いたしました(別添2参照)。

登録基幹技能者講習実施機関である貴職におかれましては、告示及びガイドラインの趣旨及び内容を十分にご理解の上、能力評価基準及び能力評価実施規程の策定について、積極的に進めていただきますよう、お願いいたします。



○国土交通省告示第四百六十号

建設技能者の能力評価制度に関する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

建設技能者の能力評価制度に関する告示

(目的)

第一条 この告示は、建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価の実施に関し必要な事項を定めることにより、能力評価の適正な実施を確保し、建設技能者が技能や経験に応じた評価や処遇を受けられることのできる環境の整備を図るとともに、建設技能者のキャリアパスの明確化を図ることで、建設業の担い手を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この告示において「建設キャリアアップシステム」とは、一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであつて、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。

2 この告示において「建設技能者」とは、工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち当

該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であつて、建設キャリアアップシステムに登録された者をいう。

3 この告示において「能力評価」とは、建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を用いて、次条の規定により国土交通大臣の認定を受けた能力評価基準に基づき建設技能者の技能や経験を評価することをいう。

(能力評価基準の認定)

第三条 能力評価を実施しようとする者は、次の各号に掲げる事項を定めた能力評価に関する基準（以下「能力評価基準」という。）を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。

- 一 能力評価基準を策定する目的
  - 二 能力評価の対象とする職種
  - 三 能力評価の段階
  - 四 前号の段階に達しているかどうかを判断するための基準
  - 五 その他建設技能者の技能や経験を評価するために必要な事項
- 2 国土交通大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る能力評価基準が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
- 一 建設技能者の技能や経験を適切に評価することにより建設技能者の処遇の改善を目指すもので

あること。

二 能力評価の対象とする職種が特定されていること。

三 四段階の能力評価を実施するものであること。

四 前項第四号の基準について建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を用いて適切に設定されていること。

五 その他建設技能者の技能や経験を評価するために必要な事項が定められていること。

3 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る能力評価基準を公表するものとする。

4 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る能力評価基準を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の認定について準用する。

(能力評価実施規程の届出)

第四条 前条の認定を受けて能力評価を実施しようとする者(以下「能力評価実施機関」という。)

は、次に掲げる事項を定めた能力評価の実施方法等に関する規程(以下「能力評価実施規程」という。)を策定し、能力評価を実施する前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 能力評価の申請に関する事項
- 二 能力評価の実施に関する事項
- 三 能力評価の結果の通知に関する事項
- 四 その他能力評価を実施するために必要な事項

(能力評価の実施)

第五条 能力評価実施機関は、能力評価基準及び能力評価実施規程に基づき、能力評価を実施するものとする。

(報告の徴収)

第六条 国土交通大臣は、能力評価の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、能力評価実施機関に対し、必要な報告を求めることができる。

(認定の取消し等)

第七条 国土交通大臣は、能力評価実施機関がこの告示の規定に違反して能力評価を実施しているとき、当該能力評価実施機関に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、能力評価実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の認定を取り消すことができる。

- 一 前項の規定による命令に違反したとき。

- 二 前条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 不正の手段により第三条の認定を受けたとき。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

国土交通省告示第四百六十号

建設技能者の能力評価制度に関する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

建設技能者の能力評価制度に関する告示

(目的)

第一条 この告示は、建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価の実施に関し必要な事項を定めることにより、能力評価の適正な実施を確保し、建設技能者が技能や経験に応じた評価や処遇を受けることのできる環境の整備を図るとともに、建設技能者のキャリアパスの明確化を図ることで、建設業の担い手を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この告示において「建設キャリアアップシステム」とは、一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであつて、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。

2 この告示において「建設技能者」とは、工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であつて、建設キャリアアップシステムに登録された者をいう。

3 この告示において「能力評価」とは、建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を用いて、次条の規定により国土交通大臣の認定を受けた能力評価基準に基づき建設技能者の技能や経験を評価することをいう。

(能力評価基準の認定)

第三条 能力評価を実施しようとする者は、次の各号に掲げる事項を定めた能力評価に関する基準(以下「能力評価基準」という。)を策定し、国土交通大臣の認定を受けることができる。

- 一 能力評価基準を策定する目的
  - 二 能力評価の対象とする職種
  - 三 能力評価の段階
  - 四 前号の段階に達しているかどうかを判断するための基準
  - 五 その他建設技能者の技能や経験を評価するために必要な事項
- 2 国土交通大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る能力評価基準が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
- 一 建設技能者の技能や経験を適切に評価することにより建設技能者の処遇の改善を目指すものであること。
  - 二 能力評価の対象とする職種が特定されていること。
  - 三 四段階の能力評価を実施するものであること。
  - 四 前項第四号の基準について建設キャリアアップシステムに登録され、又は蓄積される情報を用いて適切に設定されていること。
  - 五 その他建設技能者の技能や経験を評価するために必要な事項が定められていること。
- 3 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る能力評価基準を公表するものとする。

4 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る能力評価基準を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の認定について準用する。

(能力評価実施規程の届出)

第四条 前条の認定を受けて能力評価を実施しようとする者(以下「能力評価実施機関」という。)は、次に掲げる事項を定めた能力評価の実施方法等に関する規程(以下「能力評価実施規程」という。)を策定し、能力評価を実施する前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 能力評価の申請に関する事項
- 二 能力評価の実施に関する事項
- 三 能力評価の結果の通知に関する事項
- 四 その他能力評価を実施するために必要な事項

(能力評価の実施)

第五条 能力評価実施機関は、能力評価基準及び能力評価実施規程に基づき、能力評価を実施するものとする。

(報告の徴収)

第六条 国土交通大臣は、能力評価の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、能力評価実施機関に対し、必要な報告を求めることができる。

(認定の取消し等)

第七条 国土交通大臣は、能力評価実施機関がこの告示の規定に違反して能力評価を実施していると認めるときは、当該能力評価実施機関に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、能力評価実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の認定を取り消すことができる。
- 一 前項の規定による命令に違反したとき。
  - 二 前条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 三 不正の手段により第三条の認定を受けたとき。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

国土交通省告示第四百六十一号

外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示

外国人造船就労者受入事業に関する告示(平成二十六年国土交通省告示第千九十九号)の一部を次のように改正する。

本則及び別表第2中「(英字)の四角囲型」を「(英字)の四角囲型」に改める。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。